

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1.利用者支援に関する事業	量の見込み 1					
	確保の内容					
	需給ギャップ -					
2.時間外保育事業	量の見込み 2	3,648	3,675	3,677	3,683	3,674
	確保の内容	3,000	3,350	3,700	3,700	3,700
	需給ギャップ -	-648	-325	23	17	26
3.放課後児童健全育成事業	量の見込み 3 (低学年)	5,523	5,696	5,867	5,956	6,072
	(高学年)	2,153	2,176	2,247	2,323	2,388
	確保の内容 (低学年)	5,523	5,696	5,867	5,956	6,072
	(高学年)	12				
	需給ギャップ - (低学年)	0	0	0	0	0
	(高学年)					
4.子育て短期支援事業(ショートステイ)	量の見込み 4	813	819	819	821	819
	確保の内容	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555
	需給ギャップ -	1,742	1,736	1,736	1,734	1,736
5.乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み 5	7,465	7,462	7,498	7,476	7,452
	確保の内容	体制:委託訪問指導員40人、囁託訪問員8人 実施機関:各総合支所	体制:委託訪問指導員40人、囁託訪問員8人 実施機関:各総合支所	体制:委託訪問指導員40人、囁託訪問員8人 実施機関:各総合支所	体制:委託訪問指導員40人、囁託訪問員8人 実施機関:各総合支所	体制:委託訪問指導員40人、囁託訪問員8人 実施機関:各総合支所
6.養育支援訪問事業	量の見込み 6	109	117	125	133	142
	確保の内容	実施機関:5支所、委託事業者14社	実施機関:5支所、委託事業者14社	実施機関:5支所、委託事業者14社	実施機関:5支所、委託事業者14社	実施機関:5支所、委託事業者14社
7.地域子育て支援拠点事業	量の見込み 7	333,608	332,352	333,313	333,341	333,019
	(箇所数)	52	52	52	52	52
	確保の内容	41	44	47	50	52
	需給ギャップ -	-11	-8	-5	-2	0
8.一時預かり事業(子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(就学前児童)含む)	量の見込み 8(1号幼稚園)	215,739	219,935	219,640	220,268	219,250
	(2号幼稚園)	143,436	146,226	146,030	146,447	145,770
	(その他一時預かり)	191,090	190,853	191,186	191,464	191,243
	確保の内容(幼稚園)	304,904	319,933	334,962	349,991	365,020
	需給ギャップ -	-54,271	-46,228	-30,708	-16,724	0
	(一時預かり事業)	139,250	162,500	185,750	188,000	190,250
	(トワイライトステイ)	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	(子育て援助活動支援事業)	13				
	需給ギャップ -	-50,745	-27,258	-4,341	-2,369	102
9.病児保育事業	量の見込み 9	23,869	24,034	24,052	24,095	24,035
	確保の内容	17,400	19,200	21,000	22,800	24,100
	需給ギャップ -	-6,469	-4,834	-3,052	-1,295	65
10.子育て援助活動支援事業(就学児)	量の見込み 10	41,636	42,786	44,289	45,151	45,920
	確保の内容	13				
	需給ギャップ -	-	-	-	-	-
11.妊婦健診事業	量の見込み 11	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940
	(健診回数)	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160
	確保の内容	都内契約医療機関の利用ができる現体制を維持				

- 子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援の利用希望に基づき、身近な場所で必要な支援が受けられるよう地域の実情を配慮しつつ目標事業量を設定
- 小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して目標事業量を設定
- 放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して目標事業量を設定(学年があがるほど利用の減少傾向に留意)
- 保護者の状況により子どもの養育が一時的に困難となった期間の実績に基づき目標事業量を設定
- 出生数等を勘案して目標事業量を設定
- 要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して目標事業量を設定
- 地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、移動可能な範囲で利用できるよう配慮し、目標事業量を設定
- 小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に利用希望を加えたものを勘案して、10等による対応も勘案し、目標事業量を設定(幼稚園の預かり保育の定期的な利用を除く)
- 一.2号3号の小学校就学前子どもの数を利用可能性のある者とし、利用実績、利用希望を勘案して目標事業量を設定
二.利用実績、利用希望を勘案して、適切と考える区域ごとに整備されるよう目標事業量を設定
- 子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、8等による対応も勘案し、目標事業量を設定
- 妊娠の届出件数を勘案して目標事業量を設定
- 高学年については、BOP、児童館で、児童の成長に合わせ継続してゆるやかな見守りをするとともに、プレーパーク等を含めた地域の居場所において、大人の目が入るよう地域での見守り等を展開していく。配慮を要する児童に対しては、放課後児童健全育成事業を6年生まで実施する。
- 3区が事業を実施するか否かも含めて検討。現在、類似の事業として、世田谷区社会福祉協議会が単独事業としてふれあい子育て支援事業を実施しており、一定程度の需要に対する確保が行われている。

